

敬老会のご案内

広野町敬老会を下記の期日にて開催いたしますので、万障繰り合わせのうえ、ご参加くださるようご案内申し上げます。

また、敬老会の通知については70歳（9月15日時点）以上の方へ送付いたします。

- 日 時 平成30年9月5日（水）
午前10時より

- 場 所 中央体育館
- 余 興 一木ひろし&レディーエリカによる、ものまね歌謡ショー

問 健康福祉課 保健福祉係 ☎0240-27-2113



里山再生モデル事業について

国が平成28年3月に策定した「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、Jヴィレッジスタジアム周辺の約11ha（うち森林約5ha）において里山再生モデル事業を実施しております。これまで、スタジアムに訪れる来訪者が安心してご利用いただける環境づくりを目指し、国および県と連携

し、約3haの森林の間伐や約360mにわたる遊歩道および遊歩道周辺の除染を行いました。今年度は、事業効果の検証をするために、福島県が空間線量率のモニタリングを実施しています。

問 環境防災課 除染対策係 ☎0240-27-2114



森林整備前



森林整備後

介護保険料や利用者負担額免除者を決定しました

●平成30年度の介護保険料を決定しました

町では、前年の所得から満65歳以上の人（第1号被保険者）の平成30年度介護保険料を決定して「介護保険料納入通知書」を発行し、7月中旬に郵送しました。ただし、平成30年度介護保険料も、上位所得者※を除いて震災特例による納付免除を継続しましたので、納付義務のない人への封筒には「納付書」を同封していません。

「納付書」の届いた人は、「納付書」に記入してある納期限までに納付してください（指定金融機関のほか、コンビニエンスストアでも納付が可能です）。また、介護保険料の口座振替を届け出ている人は、振替日前に口座残高を確認してください（口座振替希望者にも「納付書」を同封していません）。

●利用者負担額免除証明書を郵送しました

震災特例による介護サービス利用者の負担額免除を、平成31年2月28日まで継続しました。

町では、前年の所得から免除対象者を判定し、上位所得者※を除く全ての人に、新しい「介護保険利用者負担額免除証明書」を発行し、7月下旬に郵送しました。介護サービスを利用する際は、介護サービス事業所や施設に提示してください。

区 分	利用者負担	保 険 料
合計所得金額633万円以上	免 除 終 了	免 除 終 了
合計所得金額633万円未満	免 除 継 続 平成31年2月28日まで	免 除 継 続

※上位所得者とは、合計所得金額が633万円以上の個人

●介護保険負担割合証を郵送しました

介護サービスを利用したときの利用者負担割合は、下表のとおりとなり、残りは介護保険から給付されます。

広野町では、前年の所得から利用者負担割合を決定し、要支援・要介護認定を受けている全ての人に、新しい「介護保険負担割合証」を発行し、7月下旬に郵送しました。負担割合証の有効期限は8月1日から翌年の7月31日までとなります。介護サービスを利用する際は、「介護保険負担割合証」を「介護保険被保険者証」と併せて、介護サービス事業所や施設に提示してください。

年金収入など	280万円未満	280万円以上	340万円以上
負 担 割 合	1 割	2 割	3 割 ※平成30年8月～

問 健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113